

独立行政法人国立病院機構岡山医療センター
臨床研究審査委員会設置規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター（以下「当院」という。）における医学系研究（以下「研究」という。）を適正に推進するために、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下、両指針を併せて「倫理指針」という。）の規定する倫理審査委員会として、独立行政法人国立病院機構岡山医療センター臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の名称、設置者及び所在地は以下のとおりとする。

名 称：独立行政法人国立病院機構岡山医療センター臨床研究審査委員会
設置者：独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 院長
所在地：岡山県岡山市北区田益1711-1

(業務)

第2条 委員会は、院長から審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を院長に答申する。

- 一 当院に所属する職員等が行う倫理指針が適用される研究に関すること
- 二 その他

(組織)

第3条 委員会は、院長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局を当院臨床研究推進室に置く。

(開催頻度)

第5条 委員会は、原則として毎月開催するものとする。ただし、委員長が開催の必要がないと判断した場合は開催せず、また、委員長が必要と認める場合には臨時に開催することができる。

(運営等)

第6条 委員会の運営等については独立行政法人国立病院機構岡山医療センター臨床研究審査委員会規程にしたがって行う。

(雑則)

第7条 この規程に定める他、この規程の実施にあたって必要な事項は院長が定める。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。